

## (別紙) これまでの審議経過

### 1 中央教育審議会への諮問

- 平成20年7月に政府によって閣議決定された「教育振興基本計画」は、大学に関し、平成20年度からの5年間で、特に重点的に取り組む事項として、教育力の強化と質保証、卓越した教育研究拠点の形成と国際化の推進等の施策を示すとともに、この「5年間で高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得る」としている。
- このことを受けて、同年9月11日、文部科学大臣から中央教育審議会に諮問「中長期的な大学教育の在り方について」がなされ、大学分科会において、その具体的な検討が付託されたことを受けて、9月25日以降審議を進めてきた。

### 2 諮問事項と審議の進め方

- 諮問の主な内容は、以下の三つからなっている。
    - ① 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方について
    - ② グローバル化の進展の中での大学教育の在り方について
    - ③ 人口減少期における我が国の大学の全体像について
- 加えて、①～③に関連する行財政システムの検討を行うこととされている。

(第4期中央教育審議会における検討)

- 諮問を受けた第4期大学分科会(任期：平成19年2月～平成21年1月)では、審議事項は多岐にわたるものの、各事項は深く関連しているため、部会等に分割して検討を委ねるのではなく、大学分科会として直接に審議を行った。

なお、審議事項のうち専門的な内容に関しては、大学分科会に置かれた「大学教育の検討に関する作業部会」に計13のワーキンググループ(WG)を設け、各WGが各種の調査・分析・論点整理のための専門的な検討を行い、論点がある程度整理されたものから、随時、大学分科会にフィードバックし、大学分科会を審議の主体とした。

平成21年1月26日まで7回の審議<sup>\*1</sup>を行い、同日付けで審議経過<sup>\*2</sup>を取りまとめた。

---

\*1 審議経過(p154～155)参照。

\*2 1 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の在り方、2 グローバル化の進展の中での大学教育の在り方、3 人口減少期における我が国の大学の全体像について、①現状、②大学分科会における審議、③基本的考え方、④今後の対応について整理し、未着手の事項と併せて、引き続き議論を深める必要性を示した。

(第5期中央教育審議会における検討)

- 平成21年2月に発足した第5期大学分科会では、第4期と同じく、大学分科会が主導的に検討を行うことを基本とした上で、審議の機動性を高め、議論の内容を深化させるため、五つの部会と二つの委員会を設置するとともに、部会の下に複数のワーキンググループ(WG)を設置し、審議事項のうち専門的な内容に関し、調査・分析・論点整理を行った。
  
- 多岐にわたる審議事項について、段階的に論点を整理しており、そうした審議経過の概要を随時取りまとめてきた。
  - ・平成21年6月「第1次報告」\*1
  - ・ 〃 8月「第2次報告」\*2
  - ・平成22年1月「第3次報告」\*3
  - ・ 〃 6月「第4次報告」\*4これらの4回の報告は、各種審議事項に関し、
  - ①制度改正を含む具体的な提言に至ったもの、
  - ②一定の方向性を提示し、更なる審議を要するもの、
  - ③論点整理にとどまり、方向性も含めて具体的な審議を要するもの、など多様な内容を含んでいる。そのうち大学設置基準等の改正に関し、具体的な提言に至ったものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、以下のとおり、その改正を随時答申している。
  - ・平成21年10月：地域の医師確保等に早急に対応するため、医学教育の定員増のための専任教員数と校舎面積の規定を整備することを目的として、大学設置基準等の改正を答申。
  - ・平成22年2月：社会的・職業的自立に関する指導等の規定を整備するため、大

\*1 公的な質保証システムに関する論点整理。グローバル化の進展に関する論点整理。大学の量的規模の検討の論点整理。大学の適正規模を踏まえた自主的な組織の見直しの支援の提言。大学教育・学生支援の共同利用拠点制度の創設の提言。

\*2 公的な質保証システムに関し、設置基準・設置認可審査・認証評価に関する経緯と課題の整理。また、大学院教育の実質化に関する課題整理。学生の経済的支援の提言。

\*3 「社会的・職業的自立に関する指導等」の設置基準の改正。教育情報の公表の検討開始。大学院教育に関する大学の取組の検証開始。海外大学とのダブル・ディグリー等のガイドライン案の作成。大学の自主的な経営改善への支援の検討課題の整理。社会人学生の受入れ促進支援の検討開始。

\*4 公的な質保証システム(設置基準、設置認可、認証評価)を整備。教育情報として公表すべき最低限の事項を明確化。履修対象者を明確にした教育プログラムの整備、大学間連携を通じ地域ニーズに応じた人材養成、学修成果の評価・活用の促進。海外の大学とのダブル・ディグリー等による教育連携促進の運用上のガイドラインを整備。アジア地域経済の一体的進展を踏まえた人材育成。従来の大学院振興施策についての成果や課題の検証実施、及び第2次大学院教育振興施策要綱(仮称)を視野に入れた今後の新たな施策の検討開始。国公立大学の機能と役割の整理。私立大学の健全な発展のための対応を整理。大学の機能別分化を踏まえた施策の充実、各大学の特色を踏まえた評価の検討。

学設置基準等の改正を答申。

- ・平成22年2月：法科大学院における法学未修者の学修の充実に係る専門職大学院設置基準の改正と、認証評価の評価項目の追加等のための文部科学省令の改正を答申。
- ・平成22年5月：教育情報の公表の促進のため大学設置基準等の改正を答申。
- ・平成22年6月：国際連合大学が大学院の課程を開設することを受けて、我が国の大学院入学資格との接続や、大学院との単位互換を可能とする大学院設置基準等の改正を答申。

○ また、大学院教育に関しては、平成17年9月の「新時代の大学院教育」後の状況を踏まえた検討を行い、その結果を平成23年1月に「グローバル化社会の大学院教育」として取りまとめた。

○ このほかにも、審議を通じて具体的な提言に至ったものについては、制度改正や予算措置等を講じた。

大学分科会では、平成23年1月19日まで19回の審議<sup>\*1</sup>を行い、同日付けで「第5期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について」<sup>\*2</sup>を取りまとめ、これまでの検討も踏まえつつ、引き続き各界の意見も踏まえて検討を行うこととした。

(第6期中央教育審議会における検討)

○ 平成23年2月に発足した第6期大学分科会では、これまでの審議を踏まえ、特に以下の観点に重点を置いて審議を行うことについて、文部科学省より要請があった。

- ① 教育の質の保証・向上の推進方策について
- ② 大学の機能別の分化や連携に関する推進方策について
- ③ 大学の組織・経営基盤の強化について

このため、二つの部会と二つの委員会を設置し、審議事項のうち専門的な内容に関し、今日まで調査・分析・論点整理を行ってきた。

○ その間、大学設置基準等の改正に関し、大学を取り巻く状況等に速やかに対応す

---

\*1 部会では43回、ワーキングでは45回審議を行った。(審議経過 (p 155~160, 163~166) 参照)

\*2 公的な質保証システム(設置基準、設置認可審査、認証評価)の改善。グローバル化への対応(海外大学とのダブル・ディグリーを推進するガイドラインの公表など)。大学の活動に関する情報の公表(大学が公表すべき教育情報の明確化など)。設置形態、機能別分化と大学間連携の促進。教育研究機能の充実にための取組・経営の基盤強化(大学財政の重要性と今後の改善)を提言。また、更に検討すべき課題として、体系性・一貫性のある学位プログラムの確立、各大学の教育研究の状況の可視化、機能別評価の導入、大学の自主的・自律的な判断による組織基盤の強化などを論点整理。

るため、以下のとおり、その改正を随時答申している。

- ・平成24年1月：課程を通じて一貫した体系的なプログラムを持った博士課程教育を構築すること等により大学院教育の質を高めるため、大学院設置基準等の改正を答申。
  - ・平成24年3月：空地及び運動場に係る要件を弾力化するため、大学設置基準等の改正を答申。
- また、同年8月24日には、機能別分化の進展への対応の観点から、大学の取組を支援する方策を中心に、「中央教育審議会大学分科会のこれまでの主な論点について」<sup>\*1</sup>を取りまとめた。
- 学士課程教育に関しては、大学教育部会において11回にわたって審議<sup>\*2</sup>し、平成24年3月26日に、学士課程教育の質的転換への好循環の第一歩（始点）として、まず「質を伴った学修時間の実質的な増加・確保による学生の主体的な学びの確立」に取り組む必要があるということを経典的な考え方とする「審議まとめ」を取りまとめ、公表した。

---

\*1 我が国の大学改革として急がれる課題として、①大学教育を通じた共通基盤の確立（学士課程における学生受入れ／教育課程の編成／学位授与の方針の明確化、大学院教育の実質化）、②機能別分化の進展への対応、③これらのための、学内ガバナンス強化を挙げ、議論の進め方を整理。また、機能別分化の進展に対応した取組への財政支援、大学の教育活動の可視化大学を支援する団体の役割の充実など当面の支援策を取りまとめた。

\*2 審議経過（p 160～162）参照。

# 各学校段階の学びに関する制度

学校段階	幼稚園・保育所等	義務教育	高校教育	高等教育
<p>授業内容・時間に関する制度</p>	<p>[幼稚園]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園教育については「ねらい」と「内容」が幼稚園教育要領に定められているが、授業時数は定められていない。</li> <li>幼稚園教育要領の趣旨は、保育所保育指針などにより保育所や子ども園においても踏まえられている。</li> </ul>	<p>[小学校] [中学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育内容・授業時数は学校教育法施行規則と学習指導要領で規定。</li> <li>(例) 小1 850コマ × 45分 = 638時間</li> <li>小6 980コマ × 45分 = 735時間</li> <li>中2 1,015コマ × 50分 = 846時間</li> <li>授業時数制</li> <li>各教科ごとに授業時数が法令で規定されている。</li> </ul>	<p>[高等学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育内容、卒業に必要な単位数、必修教科・科目等は学校教育法施行規則と学習指導要領で規定。</li> <li>(例) 標準単位時間 = 35週 × 30単位時間 × 50分 = 875時間</li> <li>単位制</li> <li>単位に算入するのは、授業時数のみ。予習・復習などは単位時間に含まれていない。</li> </ul>	<p>[大学・短期大学]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学修内容については法令で規定されていない。</li> <li>卒業に必要な単位数等は、大学設置基準等で規定。</li> <li>1 単位は45時間の学修を要する内容で構成。</li> <li>(例) 31単位 × 45時間 = 1,395時間</li> <li>(※) 31単位 × 15時間 = 465時間</li> <li>単位制</li> <li>事前の準備や授業の受講、事後の展開という学修の過程に要する時間が単位に算入。</li> </ul>

31 教育基本法の規定

身につけるべき能力

学校段階ごとの教育の目的と目標

各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的（教基法5Ⅱ）

生涯にわたって、学習する基礎が培われるように、これらを活用して課題を解決するために必要となる思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学教法30Ⅱ）

高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探求して新たな知見を創造し、成果を広く社会に提供すること（教基法7Ⅰ）

「士力」①知識・理解 ②汎用的技能 ③態度・志向性 ④総合的な学修経験と創造的思考力（H20中教審答申）

【目的】 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する（学教法22）

- 【目標】
- 健康、安全で幸福な生活に必要な基本的習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図る
  - 集団生活に参加する態度を養い、家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律、協同の精神と規範意識の芽生えを養う
  - 身近な社会生活、生命及び自然への興味、それらへの理解と態度、思考力の芽生えを養う
  - 言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う
  - 豊かな感性と表現力の芽生えを養う（学教法23）

【目的】 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうちに基礎的なものを施す（学教法29）

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す（学教法45）

- 【目標】
- 規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
  - 生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度
  - 他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度（学教法21）

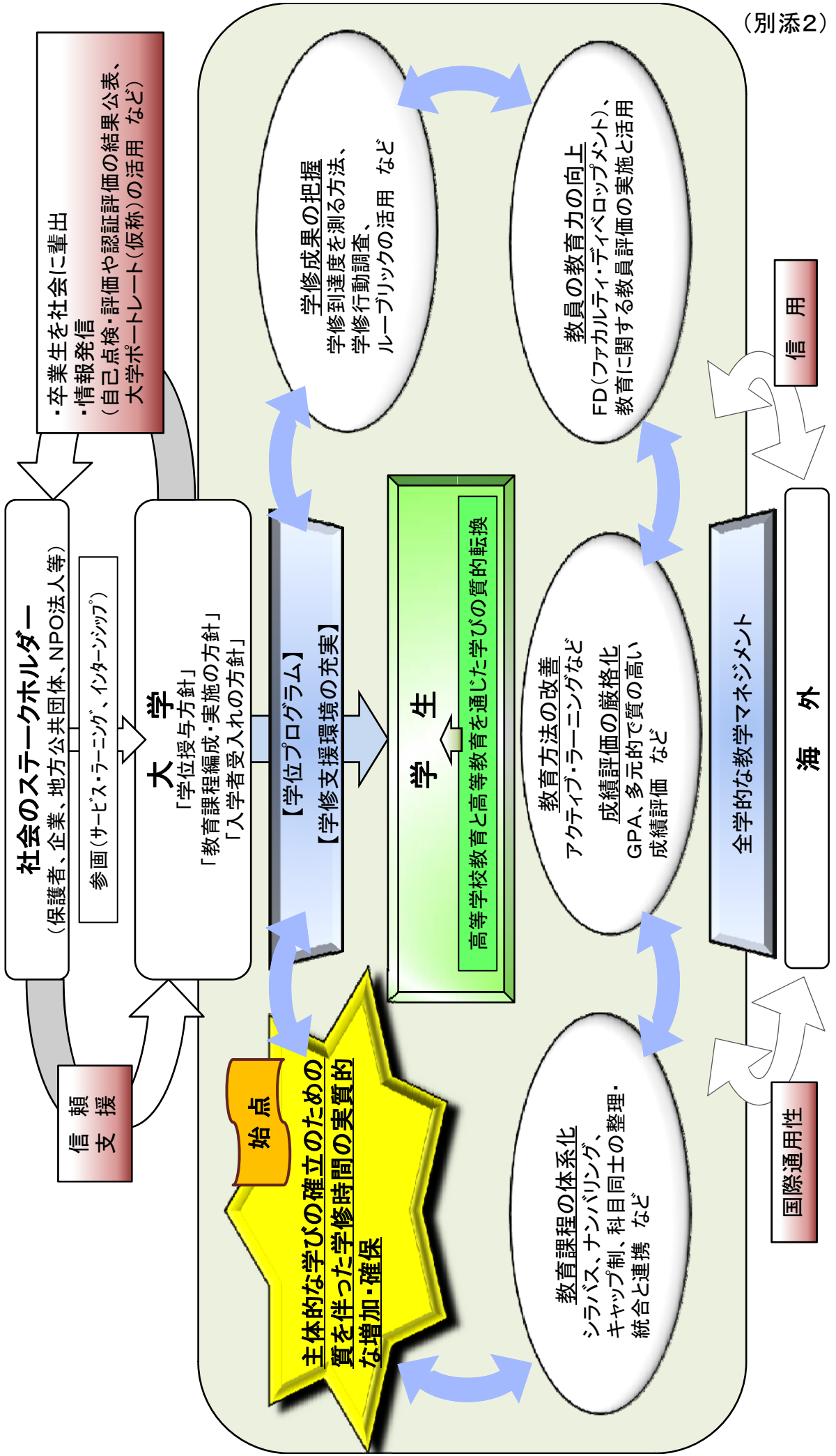
【目的】 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施す（学教法50）

- 【目標】
- 豊かな人間性、創造性、健やかな身体を養い、国家、社会の形成者として必要な資質を養う
  - 社会で果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させる
  - 個性の確立に努め、社会において、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う（学教法51）

【目的】 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供するにとり、社会の発展に寄与する（学教法88）

# 学士課程教育の質的転換への好循環の確立

・次代を生きる若者や学生に、生涯学び続ける力、主体的に考える力、主体的に切り拓く力を育成する、未来をリードする大学へ  
 ・そのために、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒に切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、知識の伝達・注入を中心とした授業から主体的に問題を発見し解を見出していく能動的な学修を中心とした、学生の主体的な学修を促す質の高い学士課程教育へと質的に転換



(別添2)

# 学修成果を重視した評価について

(別添3)

